

第二十六回

参議院商工委員会議録第二十一号

(三六三)

昭和三十二年四月十八日(木曜日)午前
十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事古池 信三君
西川弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君
青柳 小幡 治和君
小西 英雄君
高橋 竹松君
阿部 竹松君
藤田 進君
豊田 雅孝君
大竹平八郎君
原田 久君
長谷川四郎君
三輪 大作君
松尾 金藏君
長谷川四郎君
秋田 大助君
長官官房長
通商産業次官
通商産業大臣
事務局側
常任委員
専門員
小田橋貞寿君

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。
 まず、先刻理事会を開きましたが、その後の日程等を協議いたしましたが、その結果について御報告いたします。
 今後の日程といたしましては、付託法案も多いことござりますので、与党委員の御出席が今後良好であるといふことを前提といたしまして、一応今週中は明日の二日間午前午後開会することにいたし、来週は二十三日火曜日から二十六日の金曜日まで、連日開会予定とすることに意見が一致いたしました。

○理事(近藤信一君) それではこれよ

り本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託になりました。

た輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出入取引法に基づまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出入取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。
 まず、先刻理事会を開きましたが、その後の日程等を協議いたしましたが、その結果について御報告いたします。
 今後の日程といたしましては、付託法案も多いことござりますので、与党委員の御出席が今後良好であるといふことを前提といたしまして、一応今週中は明日の二日間午前午後開会することにいたし、来週は二十三日火曜日から二十六日の金曜日まで、連日開会予定とすることに意見が一致いたしました。

○理事(近藤信一君) それではこれよ

り本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託になりました。

た輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出入取引法に基きまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出入取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

は輸入に関する協定の締結、組合員の順守すべき事項の設定が行われ、関係業界の自主的協調体制の強化も見るべきものがあります。

しかしながら、輸出、輸入ともに過

当競争がなお依然として行われ、わが

国貿易の健全な発展上、種々の障害を

与える事例があとを断たないでいるこ

とは御承知の通りであります。申します

とでもなく、ひとり、わが国貿易の健全

な発展をはかるためのみならず、国際

貿易の円滑な遂行に寄与するためには

も、一日も早く、かような過当競争を

排除し、輸出取引、輸入取引の秩序の

確立をはかることが、わが国貿易の当

面している最も重要な課題の一つであ

ります。

このたび提案をいたしました輸出入

取引法の一部を改正する法律案は、か

なり本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託になりました。

た輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたしました。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出入取

引法の一部を改正する法律案の提案理

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出入取引法に基きまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出入取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

は輸出入組合に処理させることができます

こととし、事務処理の能率化と簡素

化をはかけることとしたのであります。

○理事(近藤信一君) 御異議ないと認

めさよう決定いたします。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値

輸出が行われる結果、輸出価格の維持

安定をはかることができないのみなら

ず、生産業者または販売業者の経営の

安定を阻害されるために、これに対処

して輸出業者と生産業者または販売業

者との中間に、共同の買い取りまたは

販売機関が設立されている場合に、特

に必要があると認められるときは、こ

の機関を法律上の一元的な買い取りま

たは販売機関とし、その業務の公正を

確保するため所要の監督を行うことと

ります。

このたび提案をいたしました輸出入

取引法の一部を改正する法律案は、か

なり本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託になりました。

た輸出取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたしました。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出取引

法の一部を改正する法律案の提案理

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出取引法に基きまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

は輸出組合に処理させることができます

こととし、事務処理の能率化と簡素

化をはかけることとしたのであります。

○理事(近藤信一君) 御異議ないと認

めさよう決定いたします。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値

輸出が行われる結果、輸出価格の維持

安定をはかることができないのみなら

ず、生産業者または販売業者の経営の

安定を阻害されるために、これに対処

して輸出業者と生産業者または販売業

者との中間に、共同の買い取りまたは

販売機関が設立されている場合に、特

に必要があると認められるときは、こ

の機関を法律上の一元的な買い取りま

たは販売機関とし、その業務の公正を

確保するため所要の監督を行うことと

ります。

このたび提案をいたしました輸出

取引法の一部を改正する法律案は、か

なり本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託されました。

た輸出取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたしました。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出取引

法の一部を改正する法律案の提案理

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出取引法に基きまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

は輸出組合に処理させることができます

こととし、事務処理の能率化と簡素

化をはかけることとしたのであります。

○理事(近藤信一君) 御異議ないと認

めさよう決定いたします。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値

輸出が行われる結果、輸出価格の維持

安定をはかることができないのみなら

ず、生産業者または販売業者の経営の

安定を阻害されるために、これに対処

して輸出業者と生産業者または販売業

者との中間に、共同の買い取りまたは

販売機関が設立されている場合に、特

に必要があると認められるときは、こ

の機関を法律上の一元的な買い取りま

たは販売機関とし、その業務の公正を

確保するため所要の監督を行うことと

ります。

このたび提案をいたしました輸出

取引法の一部を改正する法律案は、か

なり本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託されました。

た輸出取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたしました。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出取引

法の一部を改正する法律案の提案理

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出取引法に基きまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

は輸出組合に処理させることができます

こととし、事務処理の能率化と簡素

化をはかけることとしたのであります。

○理事(近藤信一君) 御異議ないと認

めさよう決定いたします。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値

輸出が行われる結果、輸出価格の維持

安定をはかることができないのみなら

ず、生産業者または販売業者の経営の

安定を阻害されるために、これに対処

して輸出業者と生産業者または販売業

者との中間に、共同の買い取りまたは

販売機関が設立されている場合に、特

に必要があると認められるときは、こ

の機関を法律上の一元的な買い取りま

たは販売機関とし、その業務の公正を

確保するため所要の監督を行うことと

ります。

このたび提案をいたしました輸出

取引法の一部を改正する法律案は、か

なり本日の議事に入ります。

まず、きのう先議で付託されました。

た輸出取引法の一部を改正する法律案を議題として政府の提案理由の説明を聴取いたしました。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出取引

法の一部を改正する法律案の提案理

由を御説明申し上げます。

制定されて以来、二十八年八月、三十

年八月の改正を経まして、今回第三回

目の改正となるわけであります。

この間、輸出取引法に基きまして

輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ

設立され、現在、約七十件の輸出ま

た輸出取引法に基きまして

本日の会議に付した案件

○輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

は輸出組合に処理させることができます

こととし、事務処理の能率化と簡素

化をはかけることとしたのであります。

○理事(近藤信一君) 御異議ないと認

めさよう決定いたします。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値

輸出が行われる結果、輸出価格の維持

安定をはかることができないのみなら

ず、生産業者または販売業者の経営の

安定を阻害されるために、これに対処

して輸出業者と生産業者または販売業

者との中間に、共同の買い取りまたは

販売機関が設立されている場合に、特

に必要があると認められるときは、こ

いと思うのであります。

「理事近藤信一君退席、委員長着

○政府委員(秋田大助君) 当時どうい
う御返事を申し上げましたか、文字通り
は記憶いたしておりませんが、趣旨
はこうでございます。民間の出資をお
願いいたしました関係上、出資証券を

いただいて出資証券なるものを作った以上は、やはり形式と申しますか、法体系の上で利益を生じて一定の積み立てをして損失を埋め、積み立てをしてなお残余がある場合には、総理大臣の認可を受けて、出資者に對してそれを分配をするという規定を置かざるを得ないというような、形式的な法体系上の必要性から、こういう規定を置いたのであって、これは、何もあくまで利益追求の意思をここにきめておるという趣旨に出たものではないと御返答申し上げたと存しております。この形は、日本原子力研究所法にもございまして、その五条の出資証券、三十九条を置いております。法制局等も、やはりこういう形にやるべきであるという御見解もございまして、その例にならつた次第でございまして、あえて利益追求を見ておるものではないので、

○豊田雅孝君　ただいまお話しの原子力関係では、前例のあることも承知をしておるのであります。要するに、民間の金を集めようとときに、羊頭狗肉的な行き方をやめて、お話しの

ごとく、形式だけをこなすふうにして、それでいたしましては、これがなく、といふこと、ということ自体、私は非常によくない行き方だと思うのであります。そういう点では、過去は過去のこととして、今後こういう形がしていくふうに、ということは、政府の提案としてやる場合に、特に問題をはらんでおるといふふうに考へるのであります。特に、参考人の意見を聞きましても、加藤助教授は、利益を初めから無視する行き方で行かなければならぬということを言つておるのでありますし、また、経団連の代表である池田氏は、利益配当などは當てにしない、どういう形になつておつても、金は出すということを言つておるのであります。そういう点から言ふと、実体と形というものは一致さすべきだ、また、そうせられて政府は何ら差しつかえないのでない、かももしもこれが今お話しのよな形式をとらぬというと、民間の金が集まらぬということだと、これはまた考え方で、出すべきものは出すというふうに参考人として財界代表が言ふのでありますから、形と実体が合うようなな行き方というものが、私は政治の公明化の上から必要じやないかといふうに固く信ずるのであります、その点について御見解はいかがでございましょう。

○政府委員(秋田大助君) これは、羊頭を掲げて、いくつもありございませんし、また、財界方面でも、先刻御承知の通り、そういうふうに伝えられてゐるようなことはもう考へておられないでございまして、よく実体は御承知のこととござります。従いまして、わ

れわれはいたしましては、これがなく、といふこと、ということ自体、私は非常によくない行き方だと思うのであります。そういう点では、過去は過去のこととして、今後こういう形がしていくふうに、ということは、政府の提案としてやる場合に、特に問題をはらんでおるといふふうに考へるのであります。特に、参考人の意見を聞きましても、加藤助教授は、利益を初めから無視する行き方で行かなければならぬということを言つておるのでありますし、また、経団連の代表である池田氏は、利益配当などは當てにしない、どういう形になつておつても、金は出すということを言つておるのであります。そういう点から言ふと、実体と形というものは一致さるべきだ、また、そうせられて政府は何ら差しつかえないのでない、かももしもこれが今お話しのよな形式をとらぬというと、民間の金が集まらぬということだと、これはまた考え方で、出すべきものは出すというふうに参考人として財界代表が言ふのでありますから、形と実体が合うようなな行き方というものが、私は政治の公明化の上から必要じやないかといふうに固く信ずるのであります、その点について御見解はいかがでございましょう。

○政府委員(秋田大助君) 今お話しの出資証券の行き方をとつておるから、そういうことになつたというのであります。が、初めてから出資証券の行き方というものをお捨てになつて、公益を尊重し、公共性で一貫するような行き方にしようと思えば、できるのであります。たとえば、公益法人にする、あるいはして特殊法人にせられたいというならば、特殊法人にしても、何も出資証券を必ずしも制度として取り入れなければならぬということはないのであります。ただし、そういう点で、名実ともに一体化する行き方にお改めになる、あるいは最小限度羊頭狗肉と言われてもやむを得ないような点をありありと見せる点だけは、これを是正する道についてお答えになる御見解はないでございましょうか。

○政府委員(秋田大助君) 御所見まさに傾聴申し上げるべき点があると存じます。が、われわれとしてこういう形をとりましたもう一つの理由は、何と申しましても、先般衆議院の中において明瞭になりました通り、この日本科学情報センターなるものが、真にそこの企図する目的を有効に達成するため

には、人的の機構なり、人そのものの人選に非常によろしきを得なければならぬということを考へておられます。そこで、人を得る場合に、やはり経済的なものが問題でございまして、単なる公益的な性格ということになりますと、予算等にも縛られてくるということになりますして、自由がきかないといふことは、この機関の出発の最初に当たりまして遺憾なことではなかろうかと思はれますが、経済的な金の面に拘束されずに公益性に真に徹すれば、

これに職を奉する人も、その精神でやつてもらわなければいけないので、そういう考え方のない人は、初めから入らしゃいかんのだという説も成り立つと思いますが、やはり實際運用よろしきを得て行くためには、その点もあるわせて考慮したいという点から、民間の人も相当の高給をもつて最高の機関の責任者をとにかく迎え入れなければならぬ。そうして最初の運用に当りまして、そういう観点から、民間の人をとりたいということになつて參りまして、そういう観点から、民間の人をとりたいということになつて參ります。

が、しかし、公共的色彩の強い、とかく親方日の丸式になることを戒めておる、こういうのも一つ御了承願えたならば、この仕組みを御了承願えるのではないかと、かように思つておる次第であります。

○豊田雅孝君　ただいま経営者の選任についてのお話があつたのであります。が、経営者を選ぶ際におきまして、衆議院の付帯決議のよう、營利色を排して公共性に徹しなければいかぬといふ決議が一方においておる。そういう点から、は、経営者になつた人は、またならんとする人は、あくまでも公益に従事する行き方をしなければいかぬ。要するに、サービスを広くやるし、あるいは利益は伴わないかも知れないが、やるべきことは大いにやらなければならぬという拘束を当然受けるだらうと思ふのであります。しかしながら、法律の内容を見ると、利益は上げられるときには、極力上げていくようとにいう仕組みになつておりますので、監督官庁としましては、これはだんだん運営しておるうちに、もつとやりようがあるじゃないかということを言われてくるといふことは、法のコントラクション自身から出でてくる私は当然の帰結だと思うのであります。そういうなりますと、経営者にならんとする者は、要するにサンドウイッチになるわけでありまして、そういう立場に立つのでは、せっかく重要な科学技術情報のセンターを運営するという立場でこれに情熱を持とうといふ人があるとしても将来のことを考へると、こういうサンドウイッチになるようなことでは、責任を持つてやれぬというようなことで、良心的な人はかえつて辞

して池田さんがやはりそのような趣旨のお答えがあつたよう記憶をいたします。また先日相馬委員からの御要求によりまして、私への質問についてガリ版刷りでお手元へ差し上げた中にも、財界への協力要請の今までのいきさつをやや詳細に申し述べておる中をお読み下さいましてもおわかりの通り、財界もそういう精神で協力を願えます。それなら完全にさういふわけでございます。それから帰納的に結論づけられるようにもう公共的な性格の機関に徹してしまえばいいじゃないかという議論が、そこから帰納的に結論づけられるようにも思いますが、同時に先ほども申し上げました通り、民間の有能な人的要素をどうしてもここに導入をしたい、そして機動的な性格を持たすことがこの日本科学技術情報センターの機能を有効に發揮するためにぜひとも必要であるという観点から、やはり民間人の採用を考えた。公共的な色彩に徹しますと、その点どうしても実際上の不便がある。こういう觀点からまして出資証券という形が出て、そこから法体系上三十条が出てくる、こういうふうな意味合いにならうかと思うのでござります。

員四人程度を含めて、大体六十人の人六十人くらいでわれわれが考えておりますが、ますようなほんとうに活動ができるのかどうか、こういう点について、一つ具体的にお示しを願いたいと思います。

○政府委員(三輪大作君) 六十人は三十二年度に集める人の人数でございまして、この計画は三ヵ年計画でやることにいたしまして、三十三年度には百十名にあやします。それから最終年度の三十四年度におきましては百五十名程度にあやしてやっていただきたい。しかし、百五十名でも、なかなかお話しのように運営の面において十分な人間とは私ども考えておりませんので、その不足の面におきましては、学界あるいは協会その他民間の研究所あたりのこいうことに経験のある人たちにお願いいたしまして、部外の協力を求めて、その人たちの御協力によって人的不足の面は補っていきたい。これは各國ともそういう形式をとつておりまます。これはセンターだけで膨大な情報活動をやるということは、とうていこれはできません。従つて法の第一条にも「科学技術情報に関する中枢的機関として」とあるように、いろいろあります情報活動を現在やっている機関の中心的役割を果してゆく。日本全体の情報活動を盛んにしてゆく。そうしてそれらの協力を得て、相互関係の助け合いによつてこの仕事を完成させる。そういう意味では、むしろ部外において、専門家の御協力こそ、この仕事を完成させる非常に大きな一つのファクタになつているという考え方で、私ど

名ぐらいの部外協力者は少くとも得なければならない、こういうことについて学界その他にかねがねお話しを申し上げて、学界の方もできるだけ協力してやろう、またその他産業界においてこういう活動をしております機関におきましても、協力を惜しまないということをお話を伺って安心しているわけでござります。

○大竹平八郎君 それから大事なことは、技術情報の収集、そうして単に収集だけではなく、これを迅速に関係方面に配付するということに、非常に用心を一般が持つておられるだらうと思いますが、これについて諸外国との連絡といいますか、提携といいますか、そういうことについての構想はいかがでございますか。

○政府委員(三輪大作君) 諸外国におきまする提携につきましては、資料にあげておきましたが、世界の多くの国々ですでにこういう機関を持っております。そういう機関とこちらの今度できますセンターと契約を結びまして、こういう情報は幾らでいただくとか、あるいは交換するということを取りきめまして、それらの機関を通じて早く有用なニュースあるいは情報を送つてもらう、あるいは諸外国に行つております科学技術アッシャーという人がありますが、そういう出先機関の御援助も得まして、できるだけ新しい情報をセンターに送つてもらう、また、情報センター自身も職員を予算の範囲内においてできるだけたくさん出

○阿部竹松君 私は、こういう科学情報センターを作るという趣旨には大賛成なんですけれども、お話しを承わっていると、どうも二、三年たつと身強しなければならんというような不安を非常に感じているわけです。それで、そこらあたりの見通しをはっきりお聞きたいということと、もし、ただいまの御提案の説明の中でお伺いしていける情報センターで発行する翻訳物なり資料、文献がこれだけ売りきばけない場合はどうするかということを、ますます伺いたいのですがね。

安く広く情報を流したいということをいたしまして、できるだけ関の実績を参考にいたしましてこの計画を立てております。もちろん情報センターといたしましては、できるだけ考えておりますので、千七百で甘んじておるというわけではなしに、将来二画を立っております。もちろん情報もがただいま申し上げましたような基礎から割り出したものによって計画を立ててやつていくという次第でござります。

行つて資料を集めなければならぬ、こうなるとどこへ連絡したらいいかわからぬ。こういうところには膨大な、金がかかる。中共もしかりです。ですからもちろん三年たつた古新聞のようなのを求めるということなら別問題ですが、日産自動車で自動車を一一台作るところが、日本の自動車は多くて三十五キロから五十キロのスピードに合せる自動車を作っている。東南アジアに行くと、国が三等国四等国といつても、百八十キロぐらい走る自動車を作っている。そういう研究もしなければならぬし、そういうところの文獻を集めてくれと言つてもとても二千万円や三千万円の資金ではできないので、そういう点を具体的にお話を伺いたいのですがね、抽象論ではなくして。

○阿部竹松君 これはそうしますとあります。まあ、われわれが最小必要限度の資料は最もすみやかに入つて来る。そういうことで予算も見積つてございます。

○政府委員(三輪大作君) わが国の技術の後進性ということは、ひとしく認められておるわけでございまして、内外の科学技術に関する情報を早くとつて流すというのが、一条に書いてございますが、センターといたしましてはどこに重点を置くかと申しますと、やはりこれは諸外国の新しい技術の情報を探し日本に取り入れるというところに、重点を置かなければなりませんが、しかばといって、国内の情報をそのままにしておくというわけにもなりませんので、そういう体制を整えつつ、できる範囲から国内の方も新しいニュースはあるべく行きわたるよう順次やって行きたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、これは話が違うわけですが、この法案の第三十四条に「国立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならない。」この「関係機関」というのは、どこを指すのですか。

○政府委員(三輪大作君) 二十四条に書いてございます「関係機関」という

のは、広い意味を私ども指しております。して、たとえば政府の研究所とか、そういうところももちろんありますし、地方自治団体の県立の試験所あるいは他の団体、地方機関というもので、こういう活動をやっているところ、そのほかに学界、協会、団体でいろいろような活動をやる、また蔵書を持つている、あるいは資料を持っているというものを対象にした広い意味の関係機関というものに対して、緊密に協力をしていく。向うでたとえば、こういう資料を交換しようといった場合に、この交換に応ずる。あるいは仕事の範囲をきめようじゃないかというような場合には、お互いにダブらないよう取りきめをするように、先ほど申ましたように、センターがあくまで中立的な存在でござりますので、こういう活動をやって、いるあらゆる機関と協調して諧率的に、決して向うの仕事をじゅましたり、あるいは取り上げるというようなことをいたさぬというふうで、緊密に協力していくべきだということで、あうに考えております。

○政府委員(三輪大作君) ここにも「できる限り」とうたつておりますと、國立国会図書館おるかと申しますと、國立国会図書館と、今申し上げました関係機関というふうに、まあ向うがどうしてもいやだというのについては、これはやも得ないのでありますけれども、センターといたしまして、あくまでもできる範圍でそういう関係と協調してやっていただきたいと、こういうふうに思つております。

○阿部竹松君 そうすると「できる限り」という四字か五字が入つてゐるから、法律で縛つても何ともないのだとこういうことですね。

○政府委員(三輪大作君) これは先ほど来から申し上げておるよう、いやしくも文献活動をやつておる現在の機関におきましては、情報センターができて日本の文献活動が盛んになるということは皆さん賛成をしております。お配りいたしました参考資料にもござりますように、私ども民間の研究所四百に対しアンケートを出しまして、こういうセンターを作る場合に、いかなる形のものがいいか、あるいはどういうものを要求しているかというアンケートを出しましたところが、そのうちまあ回答が二百何社参りまして、現在の推定いたしましたところは九〇%というものは、文献活動が日本是非常に不足しておるという回答なのであります。また、従つてこのいろいろなセンターを作ることにつきましては、全般的に賛成をしております。そういうアンケートから見ましても、また、既設の情報活動をやつておる機関と話し

も、こういう機関ができて、日本の文献活動がこれを中心として発達すると、いうことにつきましては、非常に期待をもつております。従ってこちらから協力してほしいと申し出をした場合は、私は必ず向うの協力を得ることができます。あらうというふうに考えております。

それからもう一つは、これも運用の面にかかると思いますが、まあこうしたことになるのですね。運用の面でたとえばここで「できる限り」とあるから、法で押しても何ともないと言うけれども、いよいよこれは收支決算を毎年やるようですか、そうしますと、どなたが運用をやっても、まあ黒字に赤字にしないで、内閣総理大臣に決裁を仰いでお金を借りようということにはならないと思います。そういう場合に、あらゆる機関が協力しないとか、あるいは国会図書館が文献を進んで提供してくれないと、原子力研究所で膨大な資料があるにもかかわらず、提供してくれなかつたというようななわ張り争いよりも、責任の転嫁ということが起きてこないか、こういう二つの点を心配するのですが、この点はどうですか。

○政府委員(三輪大作君) 片寄った

サービスに陥るおそれがあるのではないかと、そういう点に対しましては、センターが設立いたしますれば、参与、これは名前はわかりませんが、そういうような機関を設けさせて、これは中小企業あるいは大企業も入りましょう。されば、学者も入るでしょうし、研究所も入るでしょうが、参与のような形で広く意見を求めて、片寄らないようなふうにしていきたいと思います。もちろん、役所の監督もそういう面において十分留意してやりますけれども、センター自体もそういう一つの面にお問い合わせますか、スタッフと申しますか、そういうものを設けまして、運営

面にかかると思いますが、まあこうしたことになるのですね。運用の面でたとえばここで「できる限り」とあるから、法で押しても何ともないと言うけれども、いよいよこれは收支決算を毎年やるようですか、そうしますと、どなたが運用をやっても、まあ黒字に赤字にしないで、内閣総理大臣に決裁を仰いでお金を借りようということにはならないと思います。そういう場合に、あらゆる機関が協力しないとか、あるいは国会図書館が文献を進んで提供してくれないと、原子力研究所で膨大な資料があるにもかかわらず、提供してくれなかつたというようななわ張り争いよりも、責任の転嫁ということが起きてこないか、こういう二つの点を心配するのですが、この点はどうですか。

○政府委員(三輪大作君) 片寄った

サービスに陥るおそれがあるのではないかと、そういう点に対しましては、センターが設立いたしますれば、参与、これは名前はわかりませんが、そういう

相談申し上げて、私どもの方は立案の

につきましては、国会図書館につきましては、これはこの法案を作る前から御

お問い合わせ願つて、御協議を申し上げて

おります。従いましてこちらからこう

いうものを貸してもらいたいというこ

とができます。従いましてこちらからこう

いうものを貸してもらいたいといふ

ことになります。そこで、いつの間にか

おつたら、そちらのルートとこちらの

ルートと両方から予算の要求が出てく

るはずがない。そこで、いつの間にか

あなたの方でやることになったので

すが、その内容ですね、あなたの方

に置いたのが全く正しくて、発展して

将来こうなるのだということをいつた

のか、そのときのとにかく経過を若干お聞きしたいと思うのですがね。

○政府委員(三輪大作君) 昨日もそ

うような御質問がありました。私は

どもがこの情報センターを作る構想

は、科学技術庁ができた当初から、こ

れはどうしても日本としてはやらなければならぬということで、科学技術

の重大政策の一つとして着々準備を

進めて参ったが、これは昨年の五月十

九日に科学技術庁ができたのでござい

ますが、そこで先ほど申しました科学

技術審議会に情報部会といふものを正

式に作ったわけでございますが、それ

が昨年のたしか八月十四日に第一回の

会合が持たれました。従つて私どもは

情報センターを作るという構想を実現

させるために準備もし、部会も開き、

また、広く学界関係の方々にお集り

いただいて、この情報部会を中心とし

て案を練ってきたわけであります。そ

の場合は、国会図書館の方もこれは立

法府ですから、委員になることがあります

ませんけれども、オブザーバーとして

参加を願つたのであります。こういう

構想があるから、一つ参加してもらひ

たい、御意見を伺いたいという意味で

ありますけれども、オブザーバーとして

門と同様に扱つていいくのであります

て、純粋な農業あるいは水産オントリー

のものについては、三年後に取りかか

るという大体の予定でございます。

○青柳秀夫君 よくわかりました。で

から重ねて御質問する必要はないの

でありますけれども私は今度できます

一月まで政府としてはどちらに置くと

は最初一億一千万円ですね、ですから

参加願つたわけであります。そうして

予算を提出し、その説明をい

ろいろといたしたのであります。が、私

はまだかつて私の耳には入

りませんでした。従いましてこういう

お開きしたいと思うのですがね。

○政府委員(三輪大作君) 昨日もそ

うような御質問がありました。私は

どもがこの情報センターを作る構想

は、科学技術庁ができた当初から、こ

れはどうしても日本としてはやらなければならぬということで、科学技術

の重大政策の一つとして着々準備を

進めて参ったが、これは昨年の五月十

九日に科学技術庁ができたのでござい

ますが、そこで先ほど申しました科学

技術審議会に情報部会といふものを正

式に作ったわけでございますが、それ

が昨年のたしか八月十四日に第一回の

会合が持たれました。従つて私どもは

情報センターを作るという構想を実現

させるために準備もし、部会も開き、

また、広く学界関係の方々にお集り

いただいて、この情報部会を中心とし

て案を練ってきたわけであります。そ

の場合は、国会図書館の方もこれは立

法府ですから、委員になることがあります

ませんけれども、オブザーバーとして

参加を願つたのであります。こういう

構想があるから、一つ参加してもらひ

たい、御意見を伺いたいという意味で

ありますけれども、オブザーバーとして

門と同様に扱つていいくのであります

て、純粋な農業あるいは水産オントリー

のものについては、三年後に取りかか

るという大体の予定でございます。

○青柳秀夫君 よくわかりました。で

から重ねて御質問する必要はないの

でありますけれども私は今度できます

一月まで政府としてはどちらに置くと

は最初一億一千万円ですね、ですから

参加願つたわけであります。そうして

予算を提出し、その説明をい

ろいろといたしたのであります。が、私

はまだかつて私の耳には入

りませんでした。従いましてこういう

お開きしたいと思うのですがね。

○政府委員(三輪大作君) 昨日もそ

うような御質問がありました。私は

どもがこの情報センターを作る構想

は、科学技術庁ができた当初から、こ

れはどうしても日本としてはやらなければならぬということで、科学技術

の重大政策の一つとして着々準備を

進めて参ったが、これは昨年の五月十

九日に科学技術庁ができたのでござい

ますが、そこで先ほど申しました科学

技術審議会に情報部会といふものを正

式に作ったわけでございますが、それ

が昨年のたしか八月十四日に第一回の

会合が持たれました。従つて私どもは

情報センターを作るという構想を実現

させるために準備もし、部会も開き、

また、広く学界関係の方々にお集り

いただいて、この情報部会を中心とし

て案を練ってきたわけであります。そ

の場合は、国会図書館の方もこれは立

法府ですから、委員になることがあります

ませんけれども、オブザーバーとして

参加を願つたのであります。こういう

構想があるから、一つ参加してもらひ

たい、御意見を伺いたいという意味で

ありますけれども、オブザーバーとして

門と同様に扱つていいくのであります

て、純粋な農業あるいは水産オントリー

のものについては、三年後に取りかか

るという大体の予定でございます。

○青柳秀夫君 よくわかりました。で

から重ねて御質問する必要はないの

でありますけれども私は今度できます

一月まで政府としてはどちらに置くと

は最初一億一千万円ですね、ですから

参加願つたわけであります。そうして

予算を提出し、その説明をい

ろいろといたしたのであります。が、私

はまだかつて私の耳には入

りませんでした。従いましてこういう

お開きしたいと思うのですがね。

○政府委員(三輪大作君) 昨日もそ

うような御質問がありました。私は

どもがこの情報センターを作る構想

は、科学技術庁ができた当初から、こ

れはどうしても日本としてはやらなければならぬということで、科学技術

の重大政策の一つとして着々準備を

進めて参ったが、これは昨年の五月十

九日に科学技術庁ができたのでござい

ますが、そこで先ほど申しました科学

技術審議会に情報部会といふものを正

式に作ったわけでございますが、それ

が昨年のたしか八月十四日に第一回の

会合が持たれました。従つて私どもは

情報センターを作るという構想を実現

させるために準備もし、部会も開き、

また、広く学界関係の方々にお集り

いただいて、この情報部会を中心とし

て案を練ってきたわけであります。そ

の場合は、国会図書館の方もこれは立

法府ですから、委員になることがあります

ませんけれども、オブザーバーとして

参加を願つたのであります。こういう

構想があるから、一つ参加してもらひ

たい、御意見を伺いたいという意味で

ありますけれども、オブザーバーとして

門と同様に扱つていいくのであります

て、純粋な農業あるいは水産オントリー

のものについては、三年後に取りかか

るという大体の予定でございます。

○青柳秀夫君 よくわかりました。で

から重ねて御質問する必要はないの

でありますけれども私は今度できます

一月まで政府としてはどちらに置くと

は最初一億一千万円ですね、ですから

参加願つたわけであります。そうして

予算を提出し、その説明をい

ろいろといたしたのであります。が、私

はまだかつて私の耳には入

りませんでした。従いましてこういう

お開きしたいと思うのですがね。

○政府委員(三輪大作君) 昨日もそ

うような御質問がありました。私は

どもがこの情報センターを作る構想

は、科学技術庁ができた当初から、こ

れはどうしても日本としてはやらなければならぬということで、科学技術

の重大政策の一つとして着々準備を

進めて参ったが、これは昨年の五月十

九日に科学技術庁ができたのでござい

ますが、そこで先ほど申しました科学

技術審議会に情報部会といふものを正

式に作ったわけでございますが、それ

が昨年のたしか八月十四日に第一回の

会合が持たれました。従つて私どもは

情報センターを作るという構想を実現

させるために準備もし、部会も開き、

また、広く学界関係の方々にお集り

いただいて、この情報部会を中心とし

て案を練ってきたわけであります。そ

の場合は、国会図書館の方もこれは立

法府ですから、委員になることがあります

ませんけれども、オブザーバーとして

参加を願つたのであります。こういう

構想があるから、一つ参加してもらひ

たい、御意見を伺いたいという意味で

ありますけれども、オブザーバーとして

門と同様に扱つていいくのであります

て、純粋な農業あるいは水産オントリー

のものについては、三年後に取りかか

るという大体の予定でございます。

○青柳秀夫君 よくわかりました。で

から重ねて御質問する必要はないの

でありますけれども私は今度できます

一月まで政府としてはどちらに置くと

は最初一億一千万円ですね、ですから

参加願つたわけであります。そうして

予算を提出し、その説明をい

ろいろといたしたのであります。が、私

はまだかつて私の耳には入

りませんでした。従いましてこういう

お開きしたいと思うのですがね。

○政府委員(三輪大作君) 昨日もそ

うような御質問がありました。私は

どもがこの情報センターを作る構想

は、科学技術庁ができた当初から、こ

れはどうしても日本としてはやらなければならぬということで、科学技術

の重大政策の一つとして着々準備を

進めて参ったが、これは昨年の五月十

九日に科学技術庁ができたのでござい

ますが、そこで先ほど申しました科学

技術審議会に情報部会といふものを正

式に作ったわけでございますが、それ

が昨年のたしか八月十四日に第一回の

このセンターが始まる根本の精神たるものですから、これがいわゆる通産省方面との御折衝だけでなしに、関係のある農林省なり厚生省なりとも連繫をおとりになって、初めから開口を広くすることは不適当だと思いますけれども、しかし、やはり自然科学というような点もさらに進められることが、国家のために必要ではないかと思いまして、私は消極的に、そういうものは研究しないこれが機関であるかどうか。もし、そうだとすれば、別のものをまた考える必要もあるだろうと思つて伺つたわけでござりますけれども、できるだけ一つ予算でもお取りになつて、広くおやりに、まあ窓口を広げてできるだけございますけれども、はつきり分けて、この方面はこの方面で進む。また、今申し上げましたような農業方面等もさらずに大きく科学的に飛躍していただきたいと思って伺つたわけであります。

○阿具根登君 図書館の方から見えて

おりませんので、その点は答えられるだけお答え願いたいと思いますが、先日の参考人の話を聞いてみましても、加藤教授の話では、これは科学専門の図書館にすべきである、こういうのが第一だつたと思うのです。図書館側の話を聞いてみますならば、科学情報センターといふ、こういうのは図書館でやるべきだ、こういうような主張をされておつたと思います。そこで、極端な感覚がしないでもない。図書館で申し上げるならば、屋上屋を作るよ

うな感じがしないでもない。図書館で申しますと、これが独立してやらなければならないのか、一応説明の中には入つておりましたけれど

も、その点お尋ねいたします。

○政府委員(秋田大助君) この間、参

作るべきである。こういうことは理論的にも、またことに実際的にも、その

要請に合致するものでなければいか

う。こう考えて、この機関の設立並び

と特殊的なスペシャリゼーションの関

係、概念的に申し上げますとそういうことになるかと存します。国会図書館の方は、国立国会図書館は国会側の要

求を主とし、その他司法、行政、進

んで広く一般の用に供するための図書そ

の他をまず一般的に集めておく、そ

してこれをなお積極的に利用する面が

あります。その面において、この情報センタ等と表面重複のよな形が出

てくるおそれも感ぜられる見えるか

ら、おしろ国書館でやつたらどうかと

いうことになりますが、やはり国立國

会図書館の本来の使命というものを考

えますと、その科学技術振興のため

に、内外の科学技術に関する情報を迅

速に収集し、これを必要な方面に頒布

し、また、必要に応じてすぐわかるよ

うにしておくと、こういうふうな、ごく特殊

な任務を持つた仕事まで、この機関に

おいて分化的やつていくこと

は、実際上やはりできないのではない

か、こういうことで盲点のできてる

日本の科学技術振興のために、最も必

要なものでありながら、やはり從来で

きていないかった。幸いにして科学技術

の効果も発揮できるのじやなかろう

か、こういう観点から、また、国会図

書館もその点は御認識を願い、そうし

てわれわれといえども、国立国会図書

館にありまする国費をかけた図書とい

うものは、別の機関ではない、もちろんわれわれのこの機関ができるま

でありますから、決してなわ張り的な

考え方ではないとお考え願いたいと思いま

す。

○政府委員(秋田大助君) 決してな

わ張り的考え方から出たものではないの

でございまして、先ほど申し上げま

した通り、科学技術を振興するためと

いう、ごく特殊な限られた仕事を

していくためには、やはりその方面的

協賛を仰ぐ、こういうふうに思つて

おるわけであります。

○阿具根登君 諸外国は知りません

が、日本の官庁は、自分の所管する仕

事は自分の手元にすべてを集めたい、

こういう考えが非常にあって、所管争

い等がいつもなされておる。特に、科

学についてはそういうことが言えると

思うのです。なぜかならば、図書館の

話を聞いて見ましても、昭和二十七年

から今日まで、五年間の三分の二の予

算は科学技術に使われておる。また、

図書館に対する考え方方が、衆議院の御

説明でも違つておる。近代図書館とし

ては、書物を集める、資料を集めると

いうことが主でなくして、進んで実用に

供するというものが、近代図書館の任務

であるということを言つておる。そ

うにしておくと、こういうふうな、ごく特殊

な任務を持つた仕事まで、この機関に

おいて分化的やつていくこと

は、実際上やはりできないではない

か、こういうことで盲点のできてる

日本の科学技術振興のために、最も必

要なものでありながら、やはり從来で

きていないかった。幸いにして科学技術

の効果も発揮できるのじやなかろう

か、こういう観点から、また、国会図

書館もその点は御認識を願い、そうし

てわれわれといえども、国立国会図書

館にありまする国費をかけた図書とい

うものは、別の機関ではない、もちろ

んわれわれのこの機関ができるま

でありますから、決してなわ張り的な

考え方ではないとお考え願いたいと思いま

す。

○政府委員(秋田大助君) 決してな

わ張り的考え方から出たものではないの

でございまして、先ほど申し上げま

した通り、科学技術を振興するためと

いう、ごく特殊な限られた仕事を

していくためには、やはりその方面的

協賛を仰ぐ、こういうふうに思つて

おるわけであります。

○阿具根登君 諸外国は知りません

が、日本の官庁は、自分の所管する仕

事は自分の手元にすべてを集めたい、

こういう考えが非常にあって、所管争

い等がいつもなされておる。特に、科

学についてはそういうことが言えると

思うのです。なぜかならば、図書館の

話を聞いて見ましても、昭和二十七年

から今日まで、五年間の三分の二の予

算は科学技術に使われておる。また、

図書館に対する考え方方が、衆議院の御

説明でも違つておる。近代図書館とし

ては、書物を集める、資料を集めると

いうことが主でなくして、進んで実用に

供するというものが、近代図書館の任務

であるということを言つておる。そ

うにしておくと、こういうふうな、ごく特殊

な任務を持つた仕事まで、この機関に

おいて分化的やつていくこと

は、実際上やはりできないではない

か、こういうことで盲点のできてる

日本の科学技術振興のために、最も必

要なものでありながら、やはり從来で

きていないかった。幸いにして科学技術

の効果も発揮できるのじやなかろう

か、こういう観点から、また、国会図

書館もその点は御認識を願い、そうし

てわれわれといえども、国立国会図書

館にありまする国費をかけた図書とい

うものは、別の機関ではない、もちろ

んわれわれのこの機関ができるま

でありますから、決してなわ張り的な

考え方ではないとお考え願いたいと思いま

す。

○政府委員(秋田大助君) 決してな

わ張り的考え方から出たものではないの

でございまして、先ほど申し上げま

した通り、科学技術を振興するためと

いう、ごく特殊な限られた仕事を

していくためには、やはりその方面的

協賛を仰ぐ、こういうふうに思つて

おるわけであります。

○阿具根登君 諸外国は知りません

が、日本の官庁は、自分の所管する仕

事は自分の手元にすべてを集めたい、

こういう考えが非常にあって、所管争

い等がいつもなされておる。特に、科

学についてはそういうことが言えると

思うのです。なぜかならば、図書館の

話を聞いて見ましても、昭和二十七年

から今日まで、五年間の三分の二の予

算は科学技術に使われておる。また、

図書館に対する考え方方が、衆議院の御

説明でも違つておる。近代図書館とし

ては、書物を集める、資料を集めると

いうことが主でなくして、進んで実用に

供するというものが、近代図書館の任務

であるということを言つておる。そ

うにしておくと、こういうふうな、ごく特殊

な任務を持つた仕事まで、この機関に

おいて分化的やつていくこと

は、実際上やはりできないではない

か、こういうことで盲点のできてる

日本の科学技術振興のために、最も必

要のものでありながら、やはり從来で

きていないかった。幸いにして科学技術

の効果も発揮できるのじやなかろう

か、こういう観点から、また、国会図

書館もその点は御認識を願い、そうし

てわれわれといえども、国立国会図書

館にありまする国費をかけた図書とい

うものは、別の機関ではない、もちろ

んわれわれのこの機関ができるま

でありますから、決してなわ張り的

考え方ではないとお考え願いたいと思いま

す。

○政府委員(秋田大助君) 決してな

わ張り的考え方から出たものではないの

でございまして、先ほど申し上げま

した通り、科学技術を振興するためと

いう、ごく特殊な限られた仕事を

していくためには、やはりその方面的

協賛を仰ぐ、こういうふうに思つて

おるわけであります。

○阿具根登君 諸外国は知りません

が、日本の官庁は、自分の所管する仕

事は自分の手元にすべてを集めたい、

こういう考えが非常にあって、所管争

い等がいつもなされておる。特に、科

学についてはそういうことが言えると

思うのです。なぜかならば、図書館の

話を聞いて見ましても、昭和二十七年

から今日まで、五年間の三分の二の予

算は科学技術に使われておる。また、

図書館に対する考え方方が、衆議院の御

説明でも違つておる。近代図書館とし

ては、書物を集める、資料を集めると

いうことが主でなくして、進んで実用に

供するというものが、近代図書館の任務

であるということを言つておる。そ

うにしておくと、こういうふうな、ごく特殊

な任務を持つた仕事まで、この機関に

おいて分化的やつていくこと

は、実際上やはりできないではない

か、こういうことで盲点のできてる

日本の科学技術振興のために、最も必

要のものでありながら、やはり從来で

きていないかった。幸いにして科学技術

の効果も発揮できるのじやなかろう

か、こういう観点から、また、国会図

書館もその点は御認識を願い、そうし

てわれわれといえども、国立国会図書

館にありまする国費をかけた図書とい

うものは、別の機関ではない、もちろ

んわれわれのこの機関ができるま

でありますから、決してなわ張り的

考え方ではないとお考え願いたいと思いま

す。

○政府委員(秋田大助君) 決してな

わ張り的考え方から出たものではないの

でございまして、先ほど申し上げま

した通り、科学技術を振興するためと

いう、ごく特殊な限られた仕事を

していくためには、やはりその方面的

協賛を仰ぐ、こういうふうに思つて

おるわけであります。

○阿具根登君 諸外国は知りません

が、日本の官庁は、自分の所管する仕

事は自分の手元にすべてを集めたい、

こういう考えが非常にあって、所管争

い等がいつもなされておる。特に、科

学についてはそういうことが言えると

思うのです。なぜかならば、図書館の

話を聞いて見ましても、昭和二十七年

から今日まで、五年間の三分の二の予

算は科学技術に使われておる。また、

図書館に対する考え方方が、衆議院の御

説明でも違つておる。近代図書館とし

ては、書物を集める、資料を集めると

いうことが主でなくして、進んで実用に

供するというものが、近代図書館の任務

であるということを言つておる。そ

うにしておくと、こういうふうな、ごく

一 第三十二条の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

二 第三十二条の六第一項又は第三十二条の七第一項の認可を受けないで、指定業務を行つたとき。

三 第三十二条の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廃止したとき。

四 第三十二条の十二第一項に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十五条第三号中「又は第百五条の四」を「若しくは第百五条の四」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二 次の場合には、そ

の行為をした指定機関の役員又は

職員は、三万円以下の罰金に処す

る。

一 第三十二条の七第二項の規定に違反して、同項に掲げる書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出したとき。

二 第三十二条の十二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十二条の次に次の二条を加える。

第四十六条の二 指定機関が第三十二条の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律五百五十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第五十一号の二中「認可する」を「認可し、及びその物質に係る指定機関を監督する」に改める。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律五百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号の六中「認可する」を「認可し、及びその物質に係る指定機関を監督する」に改める。

4 運輸省設置法（昭和二十四年法律五百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六の二中「認可する」を「認可し、及びその物質に係る指定機関を監督する」に改める。

第二十四条第一項第五号の三の二及び第二十七条第一項第十四号の三の二中「認可」の下に「及びその物質に係る指定機関の監督」を加える。

5 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号中「認可する」を「認可し、並びに指定機関を監督する」に改める。